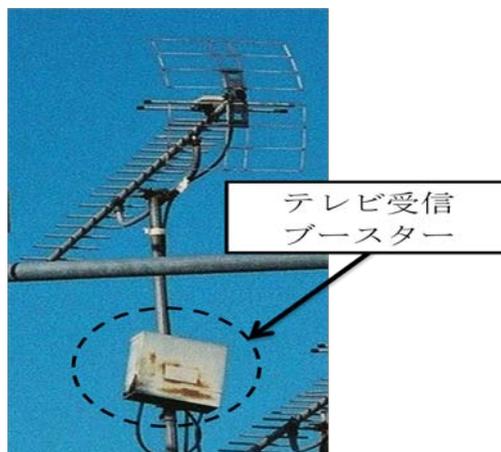


1 番組取材中継用無線局への干渉（平成22年11月）

広島市の放送事業者から、番組取材中継用無線局に雑音による干渉を受けているという申告を受け、調査したところ、市内マンションの屋上に設置されたテレビ受信ブースターから放射された電波により障害を与えたことが判明し、ブースター本体の不具合であることから、措置し除去した。



妨害電波を発射していたブースター

2 船舶用無線電話への障害（平成22年12月）

海上保安本部から船舶用無線電話に障害を受けているとの申告があり、当局の電波監視システムを使用して調査したところ、障害の原因となっている電波の発射源は瀬戸内海を西方向に移動していることを確認した。その情報をもとに海上保安本部が調査したところ、外国籍船舶の無線電話設備からの誤発射が原因と判明した。

3 新聞通信用無線局への混信（平成22年12月）

広島市において、新聞の取材等で使用している無線局に、当該新聞社以外が使用していると思われる通信が入るといった混信申告があり、調査したところ、ダンプに搭載したアマチュア無線局からの不要な電波によるものであることが判明し、無線設備を改修するよう指導した。